

令和 7 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）
業務委託に係る企画コンペティション実施要領

1 趣旨

この要領は、「令和 7 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）」（以下「本業務」という。）において、企画コンペティション方式により、業務委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

- (1) 名称
令和 7 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託
- (2) 業務内容
別添「令和 7 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで
- (4) 契約額
選定された提案者の提案内容を踏まえ、予定価格を決定の上、見積徴収を行い決定する。
- (5) 予定する委託料（予算額）
3,534 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している者ではないこと。

また、次ア～カのいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者。

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

- (5) 都道府県税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 鹿児島県との連絡調整が可能であり，緊急時には迅速な対応が可能であること。
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し，かつ当該委託業務を円滑に遂行することが可能であること。
- (8) 政治団体，宗教上の組織若しくは団体，その他知事が適当でないと判断するものを除く。

4 企画提案内容

- (1) エクスカーションの実施(別表 1 に留意し提案すること。)

5 スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 企画募集開始 | 令和 7 年 5 月 7 日(水) |
| (2) 質問受付期限 | 5 月 14 日(水) |
| (3) 質問回答 | 5 月 16 日(金)頃 |
| (4) 参加申込書提出期限 | 5 月 23 日(金) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 5 月 30 日(金) |
| (6) 業者選定結果通知 | 6 月上旬(予定) |
| (7) 契約締結 | 6 月上旬(予定) |

※ 事前説明会は実施しない。

※ 提出書類は全て午後 5 時必着とする。

6 企画コンペの手順等

- (1) 質問及び回答

ア 受付方法

本業務に関する質問がある場合は，質問書(様式第 1 号)により，末尾「11 書類提出先」に電子メールで提出すること。(電話で受領確認を行うこと。)

提出期限 令和 7 年 5 月 14 日(水)午後 5 時

イ 回答方法

上記期日までに，県ホームページにおいて公表する。

- (2) 参加申込及び書類提出について

申込み・企画提案書の提出・受付はデータで行う。手順は以下のとおり。

ア 参加者は，企画提案参加申込書(様式第 2 号)を末尾「11 書類提出先」に電子メールで提出。(電話で受領確認を行うこと。)

提出期限 令和 7 年 5 月 23 日(金)午後 5 時

イ 大島支庁総務企画課から，提出書類データをアップロードする URL をメールで送付

ウ 参加者は次に示す提出書類一式をひとつの PDF ファイルにまとめて，上記イで指示された URL に 1 部アップロードする。なお，アップ

ロードする PDF ファイルの名称は「R7 ガイド交流事業応募書類（提出事業者名）」とすること。（電話で受領確認を行うこと。）

提出期限 令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時

【提出書類】

- ① 応募書（様式第 3 号）
- ② 企画提案書（様式任意）
原則として A 4 サイズとする。（着色可）
- ③ 参考見積書（様式任意）

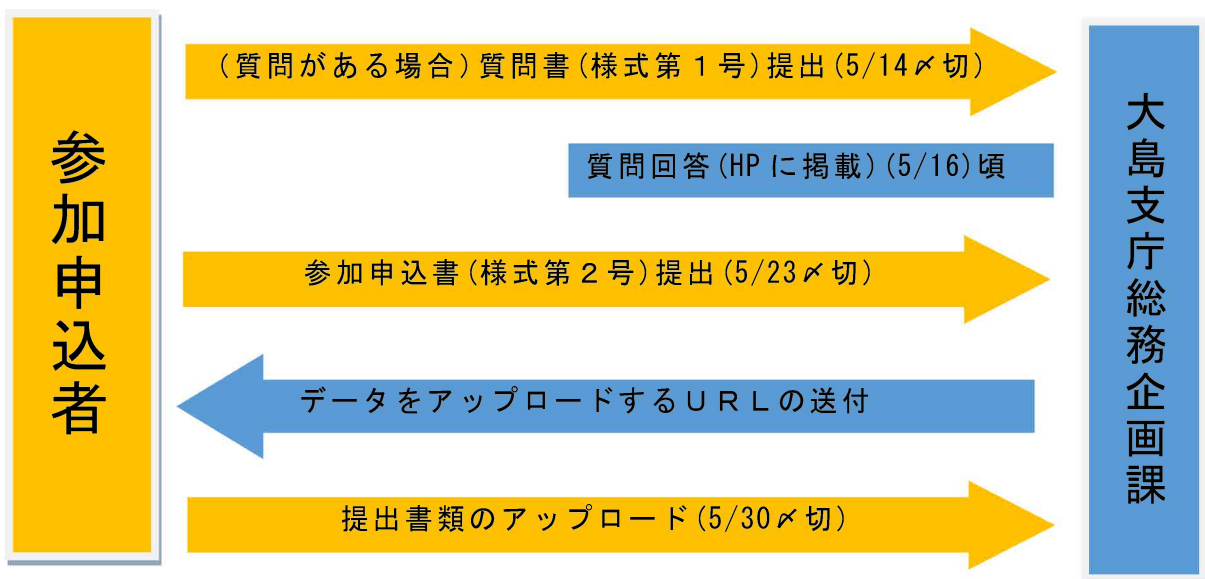
本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を計上し、積算内訳も明示すること。

なお、見積額は上記 2 - (5) 予定する委託料（予算額）を上限とする。

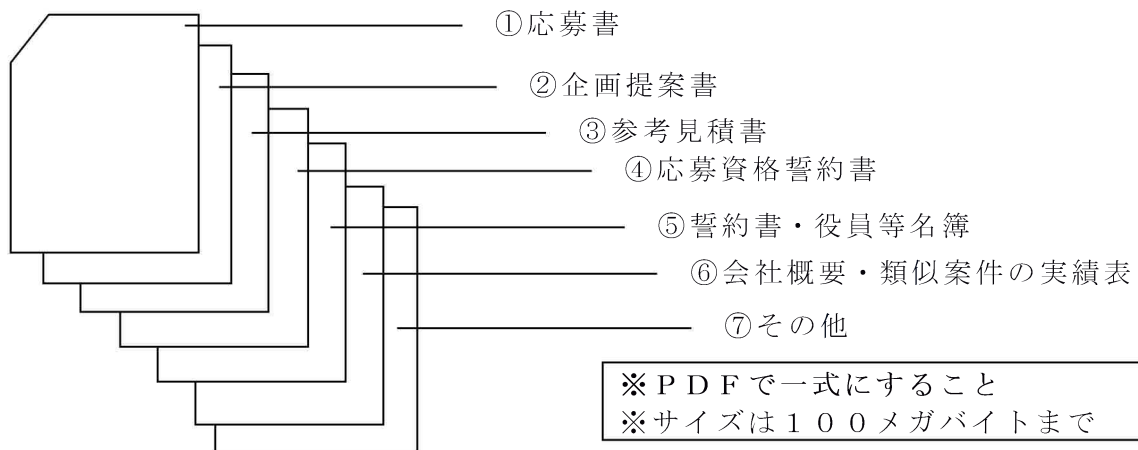
※正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提出した応募者に改めて依頼する。

- ④ 応募資格誓約書（様式第 4 号）
- ⑤ 「誓約書・役員等名簿（様式第 5 号）
鹿児島県警本部に照会するために使用する。
鹿児島県「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登載されている羽合は、提出する必要はない。
- ⑥ 会社概要、類似案件の実績表（様式第 6 号）
会社組織図を添付すること。また、定款又は規約等会社の概要が記載された既存資料（パンフレット）等があれば添付すること。
- ⑦ その他
これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出してもよい。

【資料提出のフロー図】



【資料提出のまとめ順】



【留意事項】

一度提出した企画提案書等の差替え，再提出は認めない。
なお，鹿児島県が必要と認めるときは，追加の資料提出を求めることがある。

7 審査

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は，委託業者の選定を行うために大島支庁及び熊毛支庁で構成された選定委員会において行うものとし，プレゼンテーションは行わず，提出された企画提案書等の内容について，審査する。

総合的に評価して得られた総合評価点数の順に順位点（※1）を付け，順位点の総得点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

※1 順位点：1位を（参加事業者数）点とし，順位が下がるごとに1点ずつ低い点数を与える。

（例：参加事業者数が10社の場合，1位：10点，2位：9点，…10位：1点）

(2) 審査・選考基準

次の各号を元に，審査要領を別に定めるものとする。

ア 事業の趣旨，内容に沿った提案となっているか。

イ 提案内容について，実施体制・実施方法・その他必要な項目に係る提案が具体的で実現可能性が高く，創意工夫をこらした優れた提案となっているか。

ウ 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。

エ 予算の範囲内において，適切に経費が見積もられているか。

(3) 選考結果

選考結果は，決定後速やかに全提案者に電子メールにて通知する。

なお，審査結果の内容に対する異議申立は受け付けない。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等，契約を履行することが困難と認めら

- れる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
 - (7) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

9 契約予定者の決定方法

- (1) 契約の相手方
審査会において上記により最優秀者となった者を委託候補者とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 次点の繰り上げ
審査会から推薦された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結するものとする。

10 その他

- (1) 提出書類の作成等、参加に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (4) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 提出書類の内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は参加者が負うものとする。
- (6) 業務を実施するにあたっては、委託者と協議して進めていくものとし、提案内容を全て実施することを保証するものではない。

11 書類提出先

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町 17-3
鹿児島県大島支庁総務企画課（商工観光係 担当：今村菜月）
TEL：0997-57-7215
FAX：0997-57-7219
E-mail：oosima-shoukan@pref.kagoshima.lg.jp

別表 1 提案時の留意点

企画提案書等の作成に当たっては、以下の点に分かるように記載すること。

仕様書該当箇所	項目	留意点
事業に対する考え方		・屋久島及び奄美大島・徳之島 2 つの世界自然遺産を有する優位性を観光振興に生かすための、両地域が連携した取組案について考えを記載すること。また、その取組案を実施するに当たっての課題と対応策等について考えを記載すること。 ・両地域のガイド交流の効果について考えを記載すること。
エクスカーション及び意見交換会の企画・運営	仕様書－5 業務概要－(1)－① エクスカーション及び意見交換会の企画・運営	・本業務の目的を踏まえ、エクスカーションがより効果的なものとなるような行程案を作成すること。また、行程案作成の考え方や視察先選定の理由も記載すること。 ・本業務の目的を踏まえ、意見交換会がより効果的なものとなるような内容や構成、実施方法等について具体的に記載すること。 ・エクスカーションでのファシリテーターの配置について、これまでの業務実績や経歴及び選定理由を記載すること。 ・アンケートの実施方法について記載すること。 ・屋久島事務所執行 奄美・屋久島観光共創事業（研修会等開催事業）との連携の仕方について記載すること。
旅行の手配等	仕様書－5 業務概要－(1)－② エクスカーションの企画・運営	・提案した行程案に基づき、必要な手続きを確実に進めるための進捗管理方法等について記載すること。
報告書の作成	仕様書－5 業務概要－(1)－③ エクスカーションの企画・運営	・エクスカーションの様子や意見交換会での議論、アンケート結果等についてのまとめ方について記載すること。
業務スケジュールについて		・具体的な業務スケジュールを記載すること

【様式第 1 号】

令和 7 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託

企画コンペティション 質問書

年 月 日

企画提案応募について、下記のとおり質問します。

申請者 住 所
団 体
代 表 者

担当者 部署・氏名
電 話
メ ー ル

●質問内容

※内容について、詳細をわかりやすく記入してください。

※提案内容に関すると思われる質問については回答しません。

【様式第2号】

年 月 日

鹿児島県大島支庁長 松藤 啓介 殿

申請者 住 所
団 体
代 表 者

担当者 部署・氏名
電 話
メー ル

令和7年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託
企画コンペティション 参加申込書

このことについて、令和7年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託企画コンペティションに、参加します。

※申込書提出後、参加を辞退する場合は、その旨メールで下記まで連絡ください。（様式は任意）

連絡先：大島支庁 総務企画課 商工観光係 担当 今村菜月
oosima-shoukan@pref.kagoshima.lg.jp

【様式第3号】

年 月 日

鹿児島県大島支庁長 松藤 啓介 殿

申請者	住 所
	団 体
	代 表 者
担当者	部署・氏名
	電 話
	メ ー ル

令和7年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託
企画コンペティション 応募書

このことについて、令和7年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託企画コンペティションに、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

- (1) 企画提案書（様式任意）
- (2) 参考見積書（様式任意）
- (3) 応募資格誓約書（様式第4号）
- (4) 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類
 ＜「誓約書・役員等名簿（様式第5号）」＞
- (5) 会社概要、類似案件の実績表（様式第6号）

応募資格誓約書

鹿児島県大島支庁長 松藤 啓介 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 7 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託に係る企画提案の参加申込に当たり、募集要領の記載内容を承諾し、下記の参加資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- 3 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- 4 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している者ではないこと。
また、次のいずれかに該当する者でないこと。
ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- 5 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 6 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

※ 上記 5 については、以下の納税証明書を原本で契約締結時に提出すること。

- ① 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- ② 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事務所を有するものにあつては、主たる事務所又は事務所の所在地の都道府県税）についての未納がないことの証明書

【様式第 5 号】

(表)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の氏名

(注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(裏)

役 員 等 名 簿

【商号・名称】

年 月 日現在

[illegible]

年 月 日

令和7年度奄美・屋久島観光共創事業(ガイド交流事業)業務委託
企画コンペティション
(会社概要, 類似案件実績表)

1. 業務企画の担当者(業務の企画運営・実施における担当者)

責任者(職・氏名)	
担当者(職・氏名)	

2. 会社の概要(年 月 日現在)

住所	
会社名	
代表者氏名	
TEL	
FAX	

資本金	万円	設立年	年	従業員	名
業務内容					

※会社組織図を添付してください。

※定款又は規約等, 会社の概要が記載された既存の資料(パンフレット)等があれば添付してください。

3. 過去の類似案件実績

(過去5年以内に行われた全ての類似案件実績を記入ください。)

実施 年月日	主催者	受託事業の名称 (イベント名)	内容	事業効果 (参加者数など)	事業規模 (受託額)
○年 ○月○日	(例) 官公庁	(例)観光プロモーション業務	(例)県外プロモーションイベント出展	(例) 2,000人	(例) 1,000万円
					万円
					万円

(別紙)

令和 7 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和 7 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託

2 業務目的

令和 3 年 7 月に奄美大島と徳之島が世界自然遺産に登録され、屋久島と併せて本県は 2 つの世界自然遺産を持つ唯一の県となった。

観光客や関係人口の増加による「稼ぐ力」の向上のためにも、2 つの世界自然遺産を持つ唯一の県という強みを活かす必要がある。

世界自然遺産としての利用と価値継承の両立のために、環境の保全・観光での利活用等について奄美（奄美大島・徳之島）と屋久島両地域のガイドによるエクスカーションを行い今後の施策に生かす。

3 委託額の上限

3,534 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

5 業務概要

(1) エクスカーションの実施

屋久島及び徳之島のガイドが奄美大島へ、屋久島及び奄美大島のガイドが徳之島を訪れ、過去から引き継がれてきた世界遺産としての普遍的な価値を後世に引き継ぐため、両地域の環境保全と観光での利活用に係るエクスカーション（世界遺産登録地域及び施設の視察、体験等）を行う。

① エクスカーション及び意見交換会の企画・運営

実施地域：奄美大島及び徳之島

日 数：2 島を巡り 3 泊 4 日程度（行程例は別紙 1 を参考）

参加者：ガイド 16 名程度

（ガイド内訳）

※大島支庁において下記の各団体の推薦を受けたガイドを参加者として選考する。

屋久島観光協会ガイド部会のガイド 8 名程度

奄美大島エコツアーガイド連絡協議会のガイド 6 名程度

徳之島エコツアーガイド連絡協議会のガイド 2 名程度

県職員 4 名程度（大島支庁職員 2 名程度、屋久島事務所職員 2 名程度）

- ・ 別紙 1 行程例を参考に、本業務の目的及び「（別紙 2）令和 6 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）について」の成果と課題を踏まえてエクスカーションの企画・運営を行う。

※令和 6 年度は、奄美大島及び徳之島のガイドが屋久島を訪れ、エクスカーション及び意見交換会を実施した。

- ・ エクスカーションの行程内で、エクスカーション内容及び両地域が抱える課題等に関する意見交換会を実施する。実施の際は、活発な議論ができるよう、ファシリテーターを配置し、進行と意見の集約・整理を行う。
- ・ ガイド付きの視察についてはガイド料を支払う（費用は委託料の範囲内）。
- ・ エクスカーション及び意見交換会の実施後に参加者アンケートを行う。
- ・ エクスカーションの行程及び意見交換会の課題は、最終的に委託者と協議して決定する。
- ・ エクスカーションの実施前に、現地下見を行うこと。
- ・ 本事業は、屋久島事務所が執行する「奄美・屋久島観光共創事業（研修会等開催事業）（別紙３）」と連携して実施する。

② 旅行の手配等

- ・ エクスカーション参加者（ガイド）の旅行手配（航空機や船、宿泊、島内での移動手段）を行う。
※ 県職員の旅行手配は除く。
- ・ 島内の移動は、貸し切りバスとする。
なお、貸し切りバスは参加者計２０名程度が乗車できるものとする。
- ・ 各島ガイド参加者の傷害保険の加入手続きを行うこと（費用は委託料の範囲内。県職員は除く）。
- ・ 参加者の募集、決定は委託者が行い、とりまとめた参加者名簿を委託者に提供する。

③ 報告書の作成

- ・ エクスカーションの様子や、意見交換で出された意見、アンケート結果等について報告書としてまとめる。

6 業務要件

(1) 業務計画書

契約締結後速やかに、業務実施の方針、体制、手順（進め方）、行程及び打合せの計画等を記載した業務計画書を作成し、委託者と協議すること。
なお、当該計画書に変更が生じる場合は、その都度、委託者の承認を得ること。

(2) 打合せ

上記着手時のほか、エクスカーションの企画案作成時や、実施に向けた

事前の打合せ，成果品とりまとめ時等，適宜打合せを行うこととする。

7 事業報告・成果品等の提出

- (1) 進捗状況報告
委託者の求めに応じ，事業の進捗状況や成果等について報告すること。
- (2) 委託業務終了届
委託業務終了後，履行期間内に委託業務終了届（任意様式）を提出すること。
- (3) 成果品
履行期間内に，報告書（A 4 版カラー，データ渡し）を納品すること。

8 その他

- (1) 成果物の所有権，著作権，利用権は委託者に帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果品は，映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。ただし，著作権等の紛争が生じた場合は，受託者の責任において対応するものとし，委託者は一切その責任を負わない。
- (3) 成果品が著作物に該当する場合は，当該著作物に係る受注者の著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条まで規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては，委託者と十分協議して進めるものとする。必要な一部の修正については応じるものとする。
- (5) 受託者に事業経過を適宜報告するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は，委託者と協力し，調整を行うこと。
- (7) 本事業に係る関係法令に抵触しないよう事業を実施すること。

エクスカーション 行程例

	屋久島ガイド	奄美大島ガイド	徳之島ガイド
1 日目	10:05 屋久島空港発 (航空機) 10:40 鹿児島空港着 11:55 鹿児島空港発 (航空機) 12:50 奄美大島空港着 13:00 昼食		9:40 徳之島空港発 (航空機) 10:10 奄美大島着
	14:00	合流	
	14:00~17:00	奄美大島エクスカーション①	
	19:00~21:00	奄美大島エクスカーション② (ナイトツアー)	
	奄美大島 泊		奄美大島 泊
2 日目	9:00~16:00	奄美大島エクスカーション③/奄美大島意見交換会	
	18:00	奄美空港発 (航空機)	
	18:30	徳之島空港着	
	徳之島 泊		
3 日目	終日	徳之島エクスカーション①	
	徳之島 泊		
4 日目	9:00~14:00	徳之島エクスカーション②/徳之島意見交換会	
	15:00 徳之島空港 発 (航空機)		
	16:15 鹿児島空港着	16:50 徳之島空港 発 (航空機)	
	17:45 鹿児島空港発 (航空機)	17:20 奄美大島 着	
	18:25 屋久島空港着		

※あくまでも例であり，各島間の移動交通手段，エクスカーションの実施時間・内容，意見交換会の開催回数については，事業目的を達成するための効果的な内容を自由に提案して良い。

※航空機の時間は令和 7 年 4 月現在

令和 6 年度奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）について

1 目的

2つの世界自然遺産を持つ強みを今後の観光振興に生かすため、両地域のガイドによる意見交換等を通じてガイドの資質向上を図る。

2 参加者

ガイド（奄美大島、徳之島、屋久島） 18 名（うち意見交換会のみ参加 2 名）

鹿児島県（屋久島事務所、大島支庁） 5 名

オブザーバー（環境省屋久島自然保護官事務所他） 8 名

3 実施期間、主な行程

令和 6 年 12 月 10 日（火）～12 月 12 日（木）

12 月 10 日 意見交換①（於：屋久島環境文化村センター）

「奄美大島・徳之島・屋久島におけるガイドの実態」

12 月 11 日 エクスカーション（於：西部林道、荒川登山口等）

西部林道や荒川登山口等におけるガイド付き視察の実施

12 月 12 日 意見交換②（於：屋久島環境文化村センター）

テーマ 1：「人材育成・後継者育成」

テーマ 2：「今後の奄美大島・徳之島・屋久島との連携」

4 成果と課題

事業を通じて得られた成果と期待される効果、課題、寄せられた主な意見については、下表のとおり。

項目	内容
成果	・ エクスカーションでは、地域ごとに自然（動物や植物）を見る視点が異なることや、参加者への解説、見せ方等において新たな気づきを得た。 ・ 両地域が連携してガイドの更なる資質向上に取り組む機運の醸成を図ることができた。
効果	・ 各ガイドの世界自然遺産の価値や環境保全に関する知識が深まり、観光客への説明や対応の質の向上につながる。このことは、環境保全等に係る観光客の意識変容・行動変容につながる。 ・ 両地域の環境保全の取り組みや観光資源を共有することで、両地域の環境保全の取り組みが強化され、今後の両地域の観光資源の持続的利用につながる。 ・ ガイド同士の意見交換や連携が進み、ネットワークが強化されることで、両地域の協力体制の構築につながる。

課題 ・ 意見	【海外からの観光客の受入体制に関すること】 ・ 海外からの観光客を受け入れているガイドが少ない。 ・ 海外からの観光客の国民性や興味・関心等を理解したガイディングに苦慮している。 【世界自然遺産地域のガイドとして求められる人材の育成や、若手ガイドへのノウハウの継承に関すること】 ・ 世界自然遺産地域のガイドとしてふさわしいガイドでありたい。更なるレベルアップに努めたい。 ・ 世界自然遺産地域のガイドとしてふさわしい人材の育成について意見交換したい。また、他地域の先進的な取り組みを知りたい。 ・ 若手ガイドが少なく、ガイド同士の交流も少ない。 ・ 若手ガイドへのノウハウの継承ができていない。 ・ ガイドとしての自分の評価が分からない。 【環境保全と観光を両立した取り組みに関すること】 ・ 環境保全の面でも観光の面でも、他地域を牽引する存在でありたい。 ・ 環境保全活動を誘客に結びつけられる取り組みについて考えたい。
---------------	---

【屋久島事務所執行】
奄美・屋久島観光共創事業（研修会等開催事業）実施概要

(1) 事業名

奄美・屋久島観光共創事業（研修会等開催事業）

(2) 目的

本県は、屋久島及び奄美大島・徳之島（以下「両地域」という。）の2つの世界自然遺産を持つ唯一の県であり、このことは、国内のみならず、海外からの観光誘客においても大きなセールスポイントとなる。

両地域の受入体制の強化を図るためには、地域の自然・文化の価値の保全と次世代への継承、自然環境の保全など、重要な役割を担うガイドの更なる資質向上が求められる。

本事業では、講演やワークショップ等を通じ、両地域が連携してガイドの資質向上を図る。

(3) 内容

① 両地域のガイド等を対象にした研修会（以下「研修会」という。）

ア 両地域の課題に関連する講演

イ 課題に関連する実践形式のワークショップ

② 令和6年度及び7年度の奄美・屋久島観光共創事業（以下「観光共創事業」という。）の成果等の発表及び今後の両地域の連携等に係る意見交換（以下「成果発表・意見交換会」という。）

ア 観光共創事業の成果・課題の発表

イ 意見交換

※ 本事業は、大島支庁と連携して実施しており、同支庁の実施事業（両地域のガイドを対象としたエクスカーション）も踏まえて、上記②を実施することとなる。

(4) スケジュール

令和7年6月～令和7年7月上旬 研修会（屋久島事務所実施）

令和7年7月～令和8年1月 エクスカーション（大島支庁実施）

エクスカーション実施後概ね2か月以内 成果発表・意見交換会（屋久島事務所実施）